

特定非営利活動法人まちづくりネットワーク島根 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくりネットワーク島根といい、略称をまちネット島根とする。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、島根県松江市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、島根県をはじめとする山陰地方の振興に資する事業を自ら行うとともに、NPO等の活動基盤の強化と多様な主体によるパートナーシップを図ることにより民間公益活動を促進し、もって住みやすく活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動



(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 次世代につたえる住みよいまちづくり事業
- (2) NPO等の活動基盤強化事業
- (3) 多様な主体によるパートナーシップ構築事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。理事長は、正当な理由がない限り入会を認めるものとし、入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、毎年一回年会費を納めなければならない。

2 会費の額は、理事会において定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく継続して一年以上会費を滞納し、理事会において今後も支払の意志がないものと判断したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において出席した理事の三分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。



(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員等及び事務局

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 5人以上15人以内
- (2) 監 事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(役員の選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、総会で報告する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、総会において選任する。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若くは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。



(役員の任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の監事が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(役員の欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の4分の3以上の同意があれば、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他理事としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において会員総数の2分の1以上の同意があれば、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他監事としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、顧問3名以内を置くことができる。

2 顧問は、有識者またはこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べる。

4 顧問の待遇については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

5 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第21条 この法人の事務を処理するために事務局を置くことができる。

2 事務局の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。



第5章 総会

(種 別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。ただし、団体会員については、代表者が出席するものとする。

(権 能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任及び解任
- (6) 解散した場合の残余財産の譲渡先の選定
- (7) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開 催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに招集の通知を発信しなければならない。

(議 長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上が出席した場合に開会する。

(議 決)

第29条 総会の議事は、この定款で特別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意があれば、その事項につい



て議決を行うことができる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第1項、第31条第1項第2号、第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(団体会員にあっては名称及び代表者名、書面及び電磁的方法による表決者又は表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録を作成した者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

3 会員は、理事長の許可を得て、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 理事長は、議事運営上の必要が認められる場合には、参考人を出席させ、意見を述べさせることができる。

(権能)

第33条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画・予算並びにその変更
- (2) 理事の選任及び解任
- (3) 役員の職務及び報酬
- (4) 顧問の選任
- (5) 会員の除名
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 資産の管理
- (8) 会費の額
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還される短期借入金を除く）
- (10) 総会に付議すべき事項
- (11) その他、運営に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委



任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面及び電磁的方法による表決者又は表決委任者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその理事会において出席した理事の内から選任された議事録署名人が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 資産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て総会で報告する。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の



追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て承認を得る。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。



(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項にかかるもののうちから総会において譲渡先を選定する。

（合併）

第51条 この法人は、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

第9章 書類の備置き及び閲覧

（書類の備置き）

第52条 この法人は、毎年度初めの3月以内に、前年度における次の書類を作成し、これらを、作成の日から起算して5年を経過した日を含む事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

（1）前年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書

（2）役員名簿（前年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）

（3）役員名簿に記載された者のうち前年度において報酬を受けたことがある者全員の名簿

（4）社員のうち10人以上の者の名簿

第53条 会員及び利害関係人から前条の書類及び定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写しの閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第10章 雜則

（公 告）

第54条 この法人の公告は官報においてこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

（規程・細則）

第55条 この定款の施行について必要な規程・細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。また、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず平成16年5月31日までとする。

理事長 山本 謙

専務理事 柏井 光

理事 黒崎 忍

理事 吉川真司



理 事 松本修宗
理 事 内田圭彦
監 事 犬山 良
監 事 金坂俊孝

3 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月31日までとする。

5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条第2項の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

正会員 個人年会費 1口 5,000円

団体年会費 1口 20,000円

準会員 年会費 1口 1,000円

6 会費は上記1口を単位とし、1口以上であれば口数に制限を設けない。ただし、口数の多寡に拘らず会員としての権利は平等とする。

附則

この定款の変更は、総会の議決の日（平成17年8月27日）から施行する。

附則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成22年5月31日）から施行する。

附則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成27年6月8日）から施行する。

附則

この定款の変更は、臨時総会の決議の日（平成29年7月22日）から施行する。

附則

この定款の変更は、総会の議決の日（令和2年2月22日）から施行する。

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和2年4月15日）から施行する。

附則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和4年4月26日）から施行する。

これは定款である

特定非営利活動法人

まちづくりネットワーク島根

理事 柏井 光

